

新風

SHINPU

前川おさむ県政だより

vol. 17号

平成11年1月

新年明けまして おめでとぅらうらいます



昨年、皆様には様々なご指導ご鞭撻を賜り、感謝申し上げますと共に本年もどうぞよろしく
お願い致します。
さて、昨年四月より県議会総

十一月十七日に締結されました環境保全協定の内容について、これまで日本の産廃行政の中で一度も踏み込むことができなかった、許可権者である県の結果責任（次項参照）についての答弁を引き出すことができたことは、これまで大変なご苦労の中で反対運動を展開していただいている、「産廃反対市民同盟」を中心とした、市民の皆様のご熱意の賜物であると、産廃問題に取り組む決意を新たにしたいところがあります。産廃問題によって、菊池市の民主主義は、今、大きく変わろうとしています。これまでは、様々な政治課題に対して、過去のしがらみや怨念によって市民が色分けされ、対立してきたような気がします。しかし、産廃問題を通じて、市民の皆様が政策を基軸とし、過去のしがらみや怨念にとらわれる事なく自らの考えで自由に行動し議論を交わすことは、民主主義の大変な進歩として、今後菊池市のあるべき姿として大切にしていかなければならないと考えております。

平成十一年は私にとりまして試練の年となりますが、市民の代弁者として、精一杯頑張っております。

最後になりましたが、本年が皆様にとりまして幸多き一年になりますことを心よりご祈念申し上げます、年頭の所感と致します。

前川 收

は次号で紹介いたします）
また、水俣病のチツソ県債問題について県債発行以来二十年で、初めて行政指導から政治主導でその抜本的な解決策が動き始めたことは大きな前進であります。
一方、市民の最大の心配事であります産廃問題についても、地元選出県議会議員として、私自身の最大のテーマとして、全身全霊をかけて取り組んでまいりました。もちろん、まだ十分な結果を出すことはできておりませんが、十二月県議会の環境対策特別委員会で、

前川おさむは 今年も頑張ります。

県議会環境対策特別委員会

去る12月14日に、県議会環境対策特別委員会が開かれ、今回締結された環境保全協定、保全協議会、覚書の内容について議論がなされました。前川県議は、協定に対する市民の皆様の不安を少しでも解消して行けるような協定等の内容について、県の考えを引き出しました。その内容は、日本の産廃行政で初めて許可権者である県が、その事後責任にまで言及した初めてのケースとして報道されましたが、将来に亘ってその約束が守られるように、平成10年12月県議会議事録に、その内容が記載されています。以下に議事録を抜粋し、お知らせ致します。

【前川副委員長】

協定が締結されたことによって、菊池市では大変大きな混乱が続いているが、私は、協定締結がこの問題の一段落ではなく、まさにこれからがスタートだと考えている。県も同様の考えをお持ちであるが、この協定の内容をきちんと確認し、監視委員会をいかに作り上げるかがこの協定に関する今後の課題である。その観点から、以下の点について質問いたします。

1、覚書第2条「処分場の廃止」までの期間

【前川副委員長】

「処分場の廃止」とは、法律定義で、埋め立てられた廃棄物が安定無害化することであり、県は、処分場の廃止までの期間「市民生活の安全確保と環境保全のために積極的に関与し、適切な方策を講ずる」とあるが、市民が不安に思っている部分は、もしも不測の事態の場合、県は、財政的な面まで主体性を持って対処できるのか、対処するのか、という部分である。その点についてお答えいただきたいと思う。

【環境生活部長】

不測の事態を予測して覚書なり、あるいは協定を締結することとなると、会社にとってはそれを前提として、場合によっては無責任な会社経営というのもありうるわけであり好ましくない。そういうことで、この条文は結んでおりませんが、万が一、そういう事態が生じた場合は、議員のお話を踏まえて、県として主体性を持って対応してまいりたいと思っている。

2、覚書第2条の3について

【前川副委員長】

15年後、20年後の施設の移転の場合の撤去若しくは移転費用及び補償について、県は問題解決のために責任を持って積極的に関与する、というふうはこの覚書の条文中に書いてある。移転先やその補償については、最終的には「市に迷惑をかけない」という条文の意味であるというふうには私は思っているが、その点についてご答弁いただきたい。

【廃棄物対策課長】

協定締結時の交渉において、菊池市の強い要望もあり、九州産廃が設置した施設の移転先について、それから、移転の場合の撤去若しくは移転費用及び補償について、さらに処分場の今後のあり方については、県が問題解決のための責任を持って積極的に関与する、という入念な規定を入れており、十分安心して頂けるものと考えている。

【前川副委員長】

最終的には、菊池市に迷惑をかけないということですか、いかがですか、きちんとお答えをいただきたいと思う。

【環境生活部長】

現時点ではなかなか読み切れない部分もあるが、そういう事態になれば議員のお尋ねの趣旨の通り対処してまいる、と考えている。

3、協定書第6条の3について

【前川副委員長】

処理する廃棄物の種類及び数量については毎月、市に報告するというになっている。情報公開の原則に基づけば、排出企業名や、企業毎の排出量、その内容まで公開していくべきだと思っているが、その点についてのご所見をお伺いたい。



環境対策特別委員会で視察をする前川副委員長

あなた まち がんばれ菊池！市民と共に郷土づくり



▲総務常任委員会で発言する前川委員長

各地で県政懇談会を開催しています。皆様のご意見をお聞かせ下さい。



Osamu Maekawa

前川おさむ後援会

事務所 〒861-1306
 菊池市大琳寺198-1
 TEL0968・24・2171
 FAX0968・24・2855
 E-mail maekawa@mb.infobears.ne.jp
 自宅 〒861-1307
 菊池市片角119-2
 TEL0968・24・0471
 FAX0968・24・6228

前川 収 (38才)

■市議3期 ■県議2期

【これまでの取り組み】

- 産廃問題 ●農政の基本問題
- 国営菊池台地負担金の解決
- やさしい熊本づくり条例関係 ●こども療育問題
- 市街地活性化の対策 ●迫竜地区中山間事業
- 幹線国道の整備 ●市内県道の整備
- 中小河川改修 ●龍門ダム関連の諸問題
- 基幹林道作業林道の整備 ●菊池川河川公園
- 各区公民館建設に対する協力 ●同和問題県条例
- 菊池阿蘇スカイライン無料化
- 賑わいのある街づくり事業の指定
- その他市政県政全般に係る問題

【主な役職】

- 熊本県議会総務常任委員会委員長
- 熊本県環境対策特別委員会副委員長
- 林活議連県協議会幹事長 ●私学振興議連
- 保育議連 ●酪政議連 ●たばこ振興議連
- 果樹振興議連 ●文化振興議連 ●県視覚連顧問
- 菊池市身障連顧問 ●市商工会理事
- 市観光協会理事 ●市商工会青年部理事
- 菊池市青年会議所理事
- 防衛協会青年部菊池支部長
- 自民党熊本県連常任総務
- 自民党熊本県連青年局次長
- 自民党菊池市支部長



▲菊池阿蘇スカイラインの無料化を祝い挨拶する前川県議